○太良町地域おこし協力隊員設置要綱

令和6年11月27日

訓令第51号

(設置)

第1条　人口減少及び高齢化等が進行する本町において、地域外の人材を誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化並びに地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、太良町地域おこし協力隊員(以下「隊員」という。)を設置する。

(活動)

第2条　隊員は、前条の目的を達成するために、地域住民と連携・協力して次に掲げる活動を行う。

(1)　農林水産業の振興に係る支援

(2)　6次産業の振興に係る支援

(3)　地域資源の発掘及び発信に係る支援

(4)　都市や中山間地域との交流事業に係る支援

(5)　住民の生活及び地域行事に係る支援

(6)　その他町長が必要と認める活動

2　隊員は、月ごとに活動実績を取りまとめ、活動を行った月の翌月10日までに町長に報告しなければならない。

(委嘱)

第3条　隊員は、次の要件をすべて満たす者のうちから、町長が委嘱する。

(1)　地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(2)　3大都市圏をはじめとする都市地域等であって、過疎、山村、離島、半島等以外の地域に住民票を有する者

(3)　心身ともに健康で、かつ、地域の活性化に意欲があり、地域に馴染む意思のある者

(4)　その他町長が定める要件を満たす者

2　前項の規定により委嘱された隊員は、速やかに本町に住民票を異動するものとする。

(任期)

第4条　隊員の任期は1年以内とし、当該年度を越えないものとする。

2　町長は、必要があると認めたときは、前項の任期を通算で3年まで延長することができ

る。

(身分)

第5条　隊員の身分は、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(勤務条件等)

第6条　隊員の勤務条件等は、この要綱で定めるもののほか、太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年太良町条例第15号)(以下「条例」という。)並びに太良町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年太良町規則第13号)及び太良町会計年度任用職員の給与に関する規則(令和2年太良町規則第14号)の定めるところによる。

(解嘱)

第7条　町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

(1)　法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3)　隊員の都合により、退任の申し出があったとき。

(4)　隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(5)　その他町長が不適格と認めたとき。

(隊員の報酬)

第8条　隊員の報酬は、条例第29条に基づき、次の各号のとおりとする。

(1)　隊員の月額報酬は290,000円とし、期末手当及び勤勉手当は支給しないものとする。

(2)　隊員の昇給は、町長が特に認める場合を除き行わない。

(3)　その他の事項については、条例及び規則の定めるところによる。

(守秘義務)

第9条　隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則(令和7年10月21日訓令第77号)

この要綱は、公布の日から施行する。